

青森県報

号外第八十二号

平成十七年
九月十六日
(金曜日)

目 次

公安委員会

確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則…………… (交通指導課) …… 一
駐車監視員資格者講習の実施…………… (同) …… 二

公 安 委 員 会

確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則をここに公布する。

平成十七年九月十六日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十三号

確認事務委託に係る法人の登録等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)

附則第二条の規定に基づき行う同法第三条の規定による改正後の道路交通法(以下「法」という。)(第五十一条の八第一項の規定による登録、同法第五十一条の十三

第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第二条 法第五十一条の八第一項の規定による登録を受けようとする法人は、登録申請書(別記様式第一)を青森県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

(登録の結果通知)

第三条 公安委員会は、前条の申請をした法人に対して、登録をしたときは登録通知書(別記様式第二)により、登録をしないときは登録申請に関する通知書(別記様式第三)により通知するものとする。

(登録の取消し)

第四条 法第五十一条の十の規定による取消しは、登録取消処分通知書(別記様式第四)により行うものとする。

(駐車監視員資格者講習)

第五条 法第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習(以下「資格者講習」という。)(を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書(別記様式第五)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者認定)

第六条 法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定による認定を受けようとする者は、駐車監視員資格者認定申請書(別記様式第六)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の認定を受けようとする者に対し、認定審査を実施するものとする。

(資格者講習修了証明書及び認定書の再交付)

第七条 確認事務の委託に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号。以下「委託に関する規則」という。)(第九条第二項による資格者講習修了証明書の再交付又は同規則第十条第五項の規定による認定書の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書(別記様式第七)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証)

第八条 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証(以下「資格者証」という。)(の交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証交付申請書(別記様式第八)を公安委員会に提出しなければならない。

2 法第五十一条の十三第二項の規定により、資格者証の返納を命ずるときは、駐車監視員資格者証返納命令書(別記様式第九)により行うものとする。

(資格者証の書換え交付及び再交付)

第九条 委託に関する規則第十三条第一項の規定による資格者証の書換え交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書(別記様式第十)を公安委員会に提出しなければならない。

2 委託に関する規則第十三条第二項の規定による再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証再交付申請書(別記様式第十一)を公安委員会に提出しなければならない。

(公安委員会にする申請書の經由先)

第十条 この規則により、公安委員会に提出する申請及び申込みに関する書類は、青森警察本部交通部交通指導課を經由して提出するものとする。

(警察本部長への委任)

第十一条 この規則の施行に関して必要な事項は、青森県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1(第2条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	
※登録番号	

登 録 申 請 書

道路交通法第51条の8第2項の規定により登録の申請をします。

青森県公安委員会 殿

年 月 日

(主たる事務所の所在地)
(名 称)
(代表者の氏名)

㊦

法人の名称 (ふりがな)	
主たる事務所の所在地	
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他()
代表者氏名 (ふりがな)	

[法人関係]		[各役員関係]	
<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書
<input type="checkbox"/> 添付	<input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿	<input type="checkbox"/> 診断書	
<input type="checkbox"/> 資格事由に該当しない旨の誓約書	<input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書		
<input type="checkbox"/> 誓約書	<input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し(2 張以上)		
<input type="checkbox"/> 事務所に係る資料			

記載要領 ※印欄には記載しないこと。

(裏)

別記様式第2 (第3条関係)

第 号

登 録 通 知 書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)

殿

道路交通法第51条の8第1項に規定する登録を行い、下記のとおり登録簿に登録したので通知します。

登 録 年 月 日	年 月 日 (有効期限)	年 月 日
登 録 番 号	第	号

(注：登録の更新は、有効期限の 月前から 日前までの間に申請してください。)

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

収入証紙貼り付け欄

--	--	--

別記様式第3 (第3条関係)

第 号

登録申請に関する通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

職

年 月 日付けの道路交通法第51条の8第1項に規定する登録の

申請については、下記の理由により登録しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。(なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。)
 - 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)
- ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号
青森県警察本部交通部交通指導課
電話 017 - 723 - 4211 内線 (5134)

別記様式第4 (第4条関係)

第 号

登録取消処分通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

職

道路交通法第51条の10の規定により、登録(登録番号 第 号)を

取り消したので通知する。

理 由

- 1 行政手続法第27条第2項ただし書の規定に基づき異議申立てをすることができる場合で、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき青森県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号
青森県警察本部交通部交通指導課
電話 017 - 723 - 4211 内線 (5134)

別記様式第7 (第7条関係)

	※ 受理年月日 ※ 受理番号 ※ 証明書再交付年月日	年 月 日 年 月 日 年 月 日		
駐車監視員資格者講習修了証明書 (認定書) 再交付申請書				
青森県公安委員会 殿				
(申請者の氏名)				
(印)				
	本籍 〒 ー ー	都道府県		
申請者 (住所) 氏名	電話 () () ー ー	性 別	(自宅・携帯) 男・女	
生年月日 勤務先	年 月 日 電 話 () () ー ー	年 月 日	H	
証明番号				
再交付を申請する事由				
再交付年月日	年 月 日	年 月 日	口	
記載要領				
1 ※印欄には、記載しないこと。				
2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。				
3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。				

別記様式第8 (第8条関係)

	※ 受理年月日 ※ 受理番号 ※ 交付年月日 ※ 資格者証番号	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日		
駐車監視員資格者証交付申請書				
青森県公安委員会 殿				
(申請者の氏名)				
(印)				
	本籍 〒 ー ー	都道府県		
申請者 (住所) 氏名	電話 () () ー ー	性 別	(自宅・携帯) 男・女	
生年月日 勤務先 勤務先その他の連絡先	年 月 日 電 話 () () ー ー	年 月 日	口 写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
証明番号				
再交付年月日	年 月 日	年 月 日	日	
記載事項				
※ 修正証明書又は認定書 添付書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚貼付)				
1 ※印欄には、記載しないこと。				
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。				

(裏)

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わったり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

青森県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(印)

別記様式第9 (第8条関係)

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名)

殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証

(第 号)の返納を命ずる。

理 由

- 1 この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。
- 2 行政手続法第27条第2項ただし書の規定に基づき異議申立てをすることができるときは、この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき青森県公安委員会に対して異議申立てをすることができ、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 3 この処分取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号
 青森県警察本部交通部交通指導課
 電話 017 - 723 - 4211(内線 5134)

収入証紙貼り付け欄

別記様式第10 (第9条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

(申請者の氏名)



本籍	〒 _____ 都道府県	
住所	電話 (_____) _____ (自宅・携帯)	
申請者氏名	(ふりがな) _____	性別 男・女
生年月日	_____年 _____月 _____日	口生
勤務先その他の連絡先	電話 (_____) _____	
資格者証番号	写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
資格者証番号	_____	
交付年月日	_____年 _____月 _____日	
書換え交付を申請する事由	_____	

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

収入証紙貼り付け欄

--	--	--

別記様式第11 (第9条関係)

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	年 月 日
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

青森県公安委員会 殿

年 月 日

(申請者の氏名)



本籍	〒		都道府県	
住所	電話 ()		(自宅・携帯)	
申請者 (J.S.J)が氏名	性 男・女	別 口生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
生年月日	年 月 日	電話 ()		
勤務先その他の連絡先	電 話 ()			
資格者証番号				
再交付を申請する事由	再交付を申請する事由			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏)

収入証紙貼りの付け欄

--	--	--

青森県公安委員会告示第八十五号

道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第二条の規定に基づき行う同法第三条の規定による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

平成十七年九月十六日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習等の期日

1 講習

平成十七年十月十九日（水）及び同月二十日（木）午前九時から午後五時まで

（受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時五十分まで）

2 修了考査

平成十七年十月二十七日（木）午前十時から午前十一時まで

（受付時間 午前九時から午前九時二十分まで）

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター 三階視聴覚教室

三 受講定員

百名程度（申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。）

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成十七年十月十七日（月）及び同月十八日（火）午前九時から午後四時まで

2 申込場所（問い合わせ先）

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部 交通指導課指導取締係

電話 〇一七 七二三 四二一一 内線五一三四

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこ

と。

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（各警察署交通課で受領すること。）

(二) 講習手数料（予定額）一万九千円（青森県収入証紙で納付すること。）

4 その他

講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭